

---

## 新型コロナウイルス感染症拡大に伴い 診療に影響を受けていらっしゃる先生方へ 《第3弾》

第1弾、2弾と合わせてご覧下さい。

- ・今までにいただいているお問い合わせ
- ・4月30日補正予算決定後の政府経済対策新規追加事項

★お問い合わせ、ご相談などございましたら山田宏事務所宛にご連絡ください。

参議院議員 山田宏事務所

電話：03-6550-1205

FAX：03-6551-1205

メール：[k.niira@yamadahiroshi.com](mailto:k.niira@yamadahiroshi.com)

担当：新良（にいら）

## ★今までにいただいている主なお問い合わせ

### 持続化給付金

・ひと月の売上が**前年同月比で50%以上**減少が要件ということだが、**保険診療の売上げ**はどのように扱うのか。

⇒**保険診療が生じた月の売上げ**として、保険点数分を売上げ台帳に記入。  
入金がなくとも**保険点数で計上**してください。  
クレジットカード支払に関しても、保険診療と同じ扱いになります。

### 雇用調整助成金

・**家族が専従者として勤務**。雇用調整助成金は摘要されるのか。

⇒他の労働者と同じ条件であれば、**書面ではなく口頭による雇用契約であっても**、  
労働者・使用者の両者がその 契約内容に合意していれば**労働契約は成立**。  
家族従事者の雇用実態が、雇入時に労働条件を明示した書面、出勤簿、給与簿、  
給与の支払い実態などによって確認されれば、雇用調整助成金 の対象となり得ます。

※ 【ご参考】 厚労省HP 雇用調整助成金 FAQ

<https://www.mhlw.go.jp/content/000625730.pdf>

## ★今までにいただいている主なお問い合わせ

### 貸付金(日本政策金融公庫)

- ・年齢制限はあるのか。(高齢でも大丈夫か)

⇒**年齢制限は無し。**

### 税制猶予

- ・5月納付期限の税金の支払いがコロナの影響のため、きつくなった。  
これは猶予条件の「一時納付困難」にあたるのか。

⇒**充当します。**

**前年度の収入と比較できるものをもって地方税はお住まいの市区町村、  
国税は最寄りの税務署に相談に。**

**向こう半年の運転資金を差し引いてご相談ください。**

#### ★支援策 ご参考サイト 一覧

首相官邸HP 「生活と雇用を守るための支援策」

[https://www.kantei.go.jp/jp/pages/coronavirus\\_shien.html](https://www.kantei.go.jp/jp/pages/coronavirus_shien.html)

経済産業省HP「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>

都道府県、各自治体支援策

<https://j-net21.smrj.go.jp/support/tsdlje00000085bc.html>

# 資金繰り まとめ

## 【給付金】

5/1開設

<https://www.jizokuka-kyufu.jp/>

コロナで売上げ半減

前年同月比50%売上減少

持続化給付金

・法人200万円、個人事業者100万円

＊ただし、昨年1年間の売上げからの減少分が上限

・電子申請あり「**持続化給付金**」で検索  
窓口での申請は5月中旬～予定

<https://www.meti.go.jp/covid-19/jizokuka-kyufukin.html>

問合せ先: 中小企業 金融・給付金相談窓口: 0570-783183

申請方法等詳しく載っています!



## 【融資を受けたい】

売上げ高5%以上減少

新型コロナウイルス感染症特別貸付  
（【第1弾】ご参照）

・特別利子補給制度を使って  
**実質無利子**(次頁資料ご参照)  
・HPから手続き可能

日本政策金融公庫 相談ダイヤル: 0120-154-505

売上げ高20%以上減少

セーフティネット5号

借入債務の80%を信用保証協会が保証

セーフティネット4号

借入債務の100%を信用保証協会が保証

・要件を満たせば**保証料・金利ゼロ・  
無担保・据置最大5年**  
・お取引のある(またはお近くの)民間金  
融機関・最寄りの信用保証協会へ

今回の特例

5%以上減少という数値要件に関  
わらず、今後の影響が見込まれ  
る事業者も含めて融資対象に。

セーフティネット貸付

据置3年 金利1.11%

日本政策金融公庫 相談ダイヤル  
0120-154-505

# 特別利子補給制度(実質無利子)

実質的な無利子化融資とは、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」の融資を受けた後、返済した利子について、公庫以外の実施機関から利子補給を受けることで、負担される利子が実質的に3年間無利子になる制度。

要件に該当する場合、当初3年間、3,000万円限度として、融資制度に適用される利率から低減して利率が適用。

\* 一旦は利息を負担。後日返ってくる。

融資後は、利率も含め、公庫に返済するが、後日低減した利率の利息部分について返ってくる＝利子補給の制度(特別利子補給制度)を政府が設ける。

〈対象〉 個人事業主 : 要件なし  
小規模事業者(法人事業者) : 売上高▲15%減少  
中小企業者 : 売上高▲20%減少

〈補給対象上限〉 3,000万円

〈補給機関〉 借入後当初3年間

| 業 種                            | 中小企業者<br>(下記のいずれかを満たすこと) |                 | 小規模企業者          |
|--------------------------------|--------------------------|-----------------|-----------------|
|                                | 資本金の額又は<br>出資の総額         | 常時使用する<br>従業員の数 | 常時使用する<br>従業員の数 |
| ①製造業、建設業、運輸業<br>その他の業種(②～④を除く) | 3億円以下                    | 300人以下          | 20人以下           |
| ②卸売業                           | 1億円以下                    | 100人以下          | 5人以下            |
| ③サービス業                         | 5,000万円以下                | 100人以下          | 5人以下            |
| ④小売業                           | 5,000万円以下                | 50人以下           | 5人以下            |

利子補給の申請方法、実施機関等 具体的な手続きについては、詳細が固まり次第中小企業庁HPで公表予定。

融資を受けたいが  
既存債務があり、  
新たな融資が不安

## 中小企業再生支援協議会による 新型コロナ特例リスケジュール

中小企業者を対象に、協議会が一括して既存債務の元金の返済を一年間ストップ。  
資金繰り計画について相談にのります。

対象：新型コロナウイルス感染症の影響を受けて既往債務の支払、資金繰りに窮している中小企業者

- ①最近1ヶ月の売上高が前年、又は前々年の同期と比較して5%以上減少
- ②業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合は、最近1ヶ月の売上高が下記のいずれかと比較して5%以上減少
  - ・過去3ヶ月の平均売上高
  - ・令和元年12月の売上高
  - ・令和元年10～12月の売上高平均額

第一次相談(窓口相談)：  
相談を拒むことなく幅広く誠実に対応。

【困難】⇒必要に応じ経営者に対し保証債務  
整理などの支援、弁護士の紹介

### 中小企業再生支援協議会

(別表をご覧ください。)

資金繰りの見通しを判断し、  
当支援開始の可否を判断

【適当】⇒相談企業の承諾を得て主要債権者(金融機関等)に対し資金繰りの見通しを説明、  
主要債権者の意向を確認

策定支援を行うことを決定

- ・相談企業に通知。
- ・対象債権者に計画策定支援を行うことを伝え、協力を要請。
- ・積極的に金融機関調整を行う。

\*一年間の元金返済猶予を要請

\*毎月資金繰りを継続的にチェック、適宜助言。

中小企業再生支援協議会一覧  
(令和2年2月7日時点)

| 協議会名            | 設置主体                 | 郵便番号     | 住所                                 | 電話番号         | Fax番号        |
|-----------------|----------------------|----------|------------------------------------|--------------|--------------|
| 北海道中小企業再生支援協議会  | 札幌商工会議所              | 060-3610 | 札幌市中央区北1条西2丁目<br>北海道経済センター6階       | 011-222-2329 | 011-222-6162 |
| 青森県中小企業再生支援協議会  | (公財) 21あおり産業総合支援センター | 030-0301 | 青森市新町2-4-1<br>青森県共同ビル7階            | 017-723-1021 | 017-773-5236 |
| 岩手県中小企業再生支援協議会  | 盛岡商工会議所              | 020-0875 | 盛岡市清水町1-4-17<br>中主ビル104号室          | 019-604-8750 | 019-624-2300 |
| 宮城県中小企業再生支援協議会  | (公財) みやぎ産業振興機構       | 980-0802 | 仙台市青葉区二日町12-30<br>日本生命勾当台ビル8階      | 022-722-3872 | 022-227-0187 |
| 秋田県中小企業再生支援協議会  | 秋田商工会議所              | 010-0951 | 秋田市山王2-1-40<br>田口ビル4階              | 018-896-5150 | 018-863-3753 |
| 山形県中小企業再生支援協議会  | (公財) 山形県企業振興公社       | 990-3530 | 山形市城南町1-1-1<br>霞城セントラル13階          | 023-646-7273 | 023-646-7274 |
| 福島県中小企業再生支援協議会  | (公財) 福島県産業振興センター     | 960-8031 | 福島市幸町10番21号<br>福島栄町ビル8階            | 024-573-2562 | 024-573-2566 |
| 茨城県中小企業再生支援協議会  | 水戸商工会議所              | 310-0803 | 水戸市城南1-2-43<br>NKGビル6階             | 029-300-2288 | 029-224-6055 |
| 栃木県中小企業再生支援協議会  | 宇都宮商工会議所             | 320-0806 | 宇都宮市中央3-1-4<br>栃木県産業会館7階           | 028-610-4110 | 028-632-5867 |
| 群馬県中小企業再生支援協議会  | (公財) 群馬県産業支援機構       | 379-2147 | 前橋市亀里町334番地1<br>群馬産業技術センター         | 027-265-5061 | 027-265-5069 |
| 埼玉県中小企業再生支援協議会  | さいたま商工会議所            | 330-0063 | さいたま市浦和区高砂3-17-15<br>さいたま商工会議所会館5階 | 048-836-1330 | 048-838-7811 |
| 千葉県中小企業再生支援協議会  | 千葉商工会議所              | 260-0013 | 千葉市中央区中央2-5-1<br>千葉中央ツインビル2号館13階   | 043-201-3331 | 043-227-1156 |
| 東京都中小企業再生支援協議会  | 東京商工会議所              | 100-0005 | 東京都千代田区丸の内3-2-2<br>丸の内二重橋ビル4階      | 03-3283-7425 | 03-3283-7429 |
| 神奈川県中小企業再生支援協議会 | (公財) 神奈川産業振興センター     | 231-0015 | 横浜市中区尾上町5-80<br>神奈川中小企業センタービル12階   | 045-633-5143 | 045-633-5144 |
| 新潟県中小企業再生支援協議会  | (公財) にいがた産業創造機構      | 950-0078 | 新潟市中央区万代島5番1号<br>万代島ビル9階           | 025-246-0096 | 025-246-0037 |
| 長野県中小企業再生支援協議会  | (公財) 長野県中小企業振興センター   | 380-0923 | 長野市若里1-18-1<br>長野県工業技術総合センター4階     | 026-227-5235 | 026-223-6036 |
| 山梨県中小企業再生支援協議会  | (公財) やまなし産業支援機構      | 400-0055 | 甲府市大津町2192-8<br>アイメッセ山梨3階          | 055-220-2977 | 055-220-2978 |
| 静岡県中小企業再生支援協議会  | 静岡商工会議所              | 420-0851 | 静岡市葵区黒金町20-8<br>静岡商工会議所会館3階        | 054-253-5118 | 054-253-7895 |
| 愛知県中小企業再生支援協議会  | 名古屋商工会議所             | 460-0008 | 名古屋市中区栄2-10-19<br>名古屋商工会議所ビル7階     | 052-223-6953 | 052-223-6956 |
| 岐阜県中小企業再生支援協議会  | 岐阜商工会議所              | 500-8727 | 岐阜市神田町2-2<br>岐阜商工会議所ビル3階           | 058-212-2685 | 058-263-4331 |
| 三重県中小企業再生支援協議会  | (公財) 三重県産業支援センター     | 514-0004 | 津市栄町1-991<br>三重県会館ビル6階             | 059-228-3370 | 059-213-1102 |
| 富山県中小企業再生支援協議会  | (公財) 富山県新世紀産業機構      | 930-0869 | 富山市高田527<br>情報ビル2階                 | 076-444-5663 | 076-444-5619 |
| 石川県中小企業再生支援協議会  | (公財) 石川県産業創出支援機構     | 920-8203 | 金沢市桜月2-20<br>石川県地場産業振興センター新館2階     | 076-267-1189 | 076-267-5563 |
| 福井県中小企業再生支援協議会  | 福井商工会議所              | 918-8580 | 福井市西木太2-8-1<br>福井商工会議所ビル3階         | 0776-33-8293 | 0776-33-8295 |
| 滋賀県中小企業再生支援協議会  | 大津商工会議所              | 520-0806 | 大津市打出浜2-1<br>コラボしが215階             | 077-511-1529 | 077-522-4300 |
| 京都府中小企業再生支援協議会  | 京都商工会議所              | 604-0862 | 京都市下京区四条通室町東入函谷絆町78<br>京都経済センター6階  | 075-353-7330 | 075-353-7332 |
| 奈良県中小企業再生支援協議会  | 奈良商工会議所              | 630-8586 | 奈良市登大路町36-2                        | 0742-26-6251 | 0742-24-7022 |
| 大阪府中小企業再生支援協議会  | 大阪商工会議所              | 540-0029 | 大阪市中央区本町橋2-8<br>大阪商工会議所5階          | 06-6944-5343 | 06-6944-5346 |
| 兵庫県中小企業再生支援協議会  | 神戸商工会議所              | 650-8543 | 神戸市中央区港島中町6-1                      | 078-303-5352 | 078-303-5853 |
| 和歌山県中小企業再生支援協議会 | 和歌山商工会議所             | 640-8567 | 和歌山市西汀丁36番地<br>和歌山商工会議所2階          | 073-402-7738 | 073-402-7739 |
| 鳥取県中小企業再生支援協議会  | (公財) 鳥取県産業振興機構       | 689-1112 | 鳥取市若葉台南7丁目5番1号<br>公益財団法人鳥取県産業振興機構内 | 0857-33-0195 | 0857-33-0196 |
| 島根県中小企業再生支援協議会  | 松江商工会議所              | 690-0886 | 松江市母衣町55-4<br>松江商工会議所ビル6階          | 0852-23-0701 | 0852-23-0553 |
| 岡山県中小企業再生支援協議会  | (公財) 岡山県産業振興財団       | 701-1221 | 岡山市北区芳賀5301<br>テクノサポート岡山4階         | 086-286-9682 | 086-286-9683 |
| 広島県中小企業再生支援協議会  | 広島商工会議所              | 730-0011 | 広島市中区基町5-44<br>広島商工会議所ビル5階         | 082-511-5780 | 082-222-6733 |
| 山口県中小企業再生支援協議会  | (公財) やまぐち産業振興財団      | 753-0077 | 山口市熊野町1-10<br>NPビル8階               | 083-922-9931 | 083-922-9932 |

新型コロナ特例リスケジュールに関しましては、  
最寄りの中小企業再生支援協議会に  
ご相談ください。

中小企業再生支援協議会  
収益性のある事業を有しているが、財務上の問題を  
抱えている中小企業の再生を支援するため、各  
都道府県に設置。  
今回は、【特例】として、事業の改善だけではなく、  
「延命」を目的に資金繰りの相談にのります。

|                 |           |          |                                         |              |              |
|-----------------|-----------|----------|-----------------------------------------|--------------|--------------|
| 徳島県中小企業再生支援協議会  | 徳島商工会議所   | 770-0865 | 徳島市南末広町5番8-8<br>徳島経済産業会館 (KIZUNAプラザ) 3階 | 088-626-7121 | 088-626-7124 |
| 香川県中小企業再生支援協議会  | 高松商工会議所   | 760-8515 | 高松市番町2-2-2<br>高松商工会議所会館3階               | 087-811-5885 | 087-821-6007 |
| 愛媛県中小企業再生支援協議会  | 松山商工会議所   | 790-0067 | 松山市大手町1-11-1<br>愛媛新聞・愛媛電算ビル3階           | 089-915-1102 | 089-915-1105 |
| 高知県中小企業再生支援協議会  | 高知商工会議所   | 780-0834 | 高知市塚町2-26<br>高知中央第一ビル3階                 | 088-802-1520 | 088-802-1521 |
| 福岡県中小企業再生支援協議会  | 福岡商工会議所   | 812-8505 | 福岡市博多区博多駅前2-9-28<br>福岡商工会議所ビル9階         | 092-441-1221 | 092-441-1222 |
| 佐賀県中小企業再生支援協議会  | 佐賀商工会議所   | 840-0826 | 佐賀市白山2丁目1番12号<br>佐賀商工会議所ビル4階            | 0952-27-1035 | 0952-27-1034 |
| 長崎県中小企業再生支援協議会  | 長崎商工会議所   | 850-0031 | 長崎市桜町4-1<br>長崎商工会議所3階                   | 095-811-5129 | 095-827-8974 |
| 熊本県中小企業再生支援協議会  | 熊本商工会議所   | 860-0022 | 熊本市中央区横紺屋町10番地<br>熊本商工会議所ビル3階           | 096-311-1288 | 096-311-1260 |
| 大分県中小企業再生支援協議会  | 大分県商工会連合会 | 870-0026 | 大分市金池町3-1-64<br>大分県中小企業会館6階             | 097-540-6415 | 097-537-8577 |
| 宮崎県中小企業再生支援協議会  | 宮崎商工会議所   | 880-0811 | 宮崎市錦町1番地10号<br>K I T E Nビル7階            | 0985-22-4708 | 0985-24-2178 |
| 鹿児島県中小企業再生支援協議会 | 鹿児島商工会議所  | 892-0842 | 鹿児島市東千石町1-38<br>鹿児島商工会議所ビル8階            | 099-805-0268 | 099-225-9510 |
| 沖縄県中小企業再生支援協議会  | 那覇商工会議所   | 900-0033 | 那覇市久米2-2-10<br>那覇商工会議所ビル4階              | 098-868-3760 | 098-868-3770 |

# 従業員の雇用関連

新型コロナの影響で急激な事業の縮小を余儀なくされ従業員を休業させた。

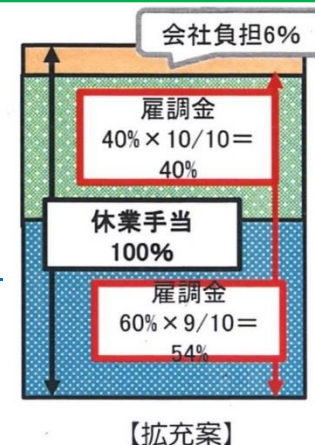
## 【雇用調整助成金】

更なる拡充

本特例措置の詳細については、令和2年5月上旬頃を目途に発表。

休業手当の支払率60%超の部分の助成率を特例的に10/10とする。

オンライン申請も可能になるよう改良中



新型コロナの影響で小学校等が臨時休業した際、保護者である従業員に賃金全額支給の休暇を取得させた。

## 【小学校休業等対応助成金】

対 象: R2年2月27日～6月30日までの間(春休みなど開校する予定のなかった日は除く)に、子どもの世話を保護者が行うことが必要となった労働者に対し、年次有給休暇とは別に有給(賃金全額支給)の休暇をさせた事業主

支給額: 有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額  $\times 10/10$  (1日あたり8330円が上限)の助成金を支給

問合せ先: 学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター

0120-60-3999

ご参考

## フェイスシールドのご案内

フェイスシールドを作っている会社「株式会社 ツジデン」をご紹介します。直接インターネットからご注文ください。

**「売り切れ」と表示された場合等は、山田宏事務所にご連絡ください。**

### フェイスシールド.com

材質：PET（ポリエチレンテレフタレート）

光学グレード 日本製

※生産キャパ50万枚

販売価格：

【紐無し】税抜3000円／10個

※紐は、百貨やホームセンターで購入できるパジャマゴム 幅15mm×50cmが使用できます。

【紐有り】税抜3500円／10個（※5月1日からの出荷予定）

注文方法：ご注文は、上記サイトからのみ受け付けます。

配送料：80サイズの金額で送付いたします。

医療従事者を最優先に出荷させていただいております。

使用に関する注意事項：

・このフィルムは感染を防止又は軽減するようなテストは行っておりません。又、専門機関の認定も未取得です。・微粒子の濾過は行いません。・外科的用途での使用は想定しておりません・滅菌処理はなされていません。

製造：株式会社ツジデン 光学フィルム製造メーカー



<http://フェイスシールド.com>

取付方法、購入、その他の詳細の確認は、こちらからお願いします。



・製品の穴部分についての注意事項

製品の穴部分が加工上完全に貫通できておらず、該当部分が残っている場合があります。その場合は、同部分を指で軽く押し、ねじるように取り外して下さい。

又、製品を運送中に梱包袋内で外れている場合がありますので、開梱時に取り除いて下さい。

可能な限り早く出荷を行うことを最優先にしているため、このようなケースにつきましては容赦願います。

お問い合わせ：フェイスシールド係宛

E-MAIL：[face@aaafactory.co.jp](mailto:face@aaafactory.co.jp)